

# 格差のない福祉サービス水準の確保

## ～社会的養護を必要とする子どもたちへの支援～

地方分権の流れを受けて、介護保険法や障害者自立支援法の実施主体が市町村に一元化されたことに続き、本年4月より、児童福祉施設の最低基準が5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）の条例に委任されました。そこで今回の連載では、本県における社会的養護を必要とする子どもたちと、5県市の支援を取り巻く状況を探ります。

### 公的支援を必要とする子どもたちの増加

保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを「社会的養護」といいます。

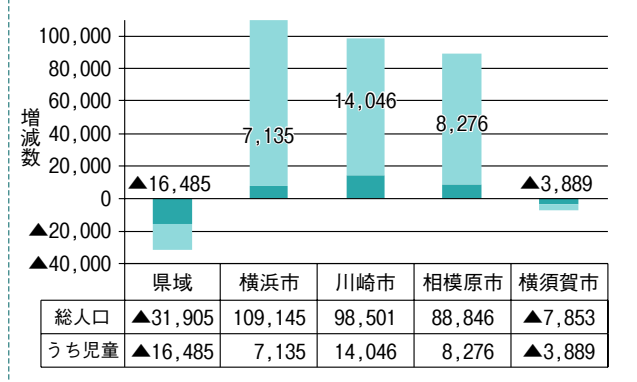
平成24年4月1日現在、わが国の15歳未満の子どもの数は、前年に比べ12万人少ない1665万人で、全人口に占める子どもの割合は13%となり、過去最低を記録しました。その一方で、社会的養護の対象児童は約4万5千人に上るといわれ、少子化が進むにもかかわらず、家庭環境上、公的な支援を必要とする子どもの数は増え続けています。

障害のある子ども、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、DV（家庭内暴力）を受けた母子の支援など、子どもの抱える課題は複雑・多様化しており、地域の中でどのように子どもの成長を守り育てていくか、社会的養護の充実は大きな課題です。

### 地域主権改革一括法と注目される5県市の足並み

地域主権改革一括法により、この4月から、社会的養護に関わる児童福祉施設の最低基準が、都道府県等による条例委任となりました。

図1 5県市の人口と18歳未満児童の増減数(H17～22年度)



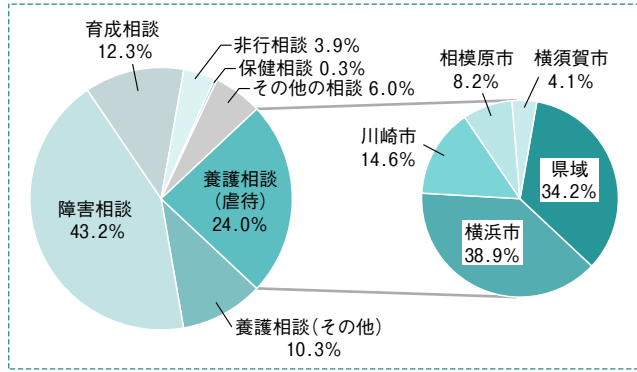
(神奈川県福祉統計より本会作成)

本県においては、平成18年に横須賀市が児童相談所を設置し、平成22年に相模原市が政令市に移行したことから、5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）に権限が移譲されています。

厚労省は、施設職員の資格要件や人数、居室面積、虐待の禁止や守秘義務等の人権に直結する内容について、条例を定める際に従うべき基準を示しています。その他については、5県市に判断が任せられます。

これを踏まえて、本会が昨年行った課題把握調査では、本会児童福祉施設協議会※から「より公正・公平・高質な内容の条例の策定。5県市の措置者による処遇の差が無い仕組み

図2 5県市の児童相談所への相談状況(H22年度)



(神奈川県福祉統計より本会作成)

を「児童福祉に関わる諸制度等(条例)」を極力5県市で統一したものにすること」が提言されました。虐待などを背景に、子どもが福祉施設等に措置され、養育された場合、県内のどの地域で育っても環境に差が生じないよう、5県市の調整が必要であると指摘しています。

### 社会的養護を取り巻く5県市の状況

本県で生活する子どもたちについて、平成17～22年の推移をみると、県全体の人口は約25万6千人増加し、そのうち18歳未満の子どもの9千人程度を占めています。特に5県市の動きに注目すると、県域(政令